高次脳機能障害の方のための
成年後見制度活用ガイド

目次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
～なぜ、成年後見制度が必要か？～

２　成年後見制度とは？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）後見の制度について
（２）保佐の制度について
（３）補助の制度について

３　成年後見人の役割とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）後見人の役割について
（２）保佐人の役割について
（３）補助人の役割について

４　成年後見制度を使うには？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）成年後見制度開始までの流れ
（２）申し立ての手続き
（３）補助？保佐？後見？～どれで申し立てたらよいの？
（４）誰が後見人になれるのか？
（５）相談窓口

（資料①）成年後見制度（法定後見制度）手続きの流れ・・・・・・・１９
（資料②）広島県内の家庭裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

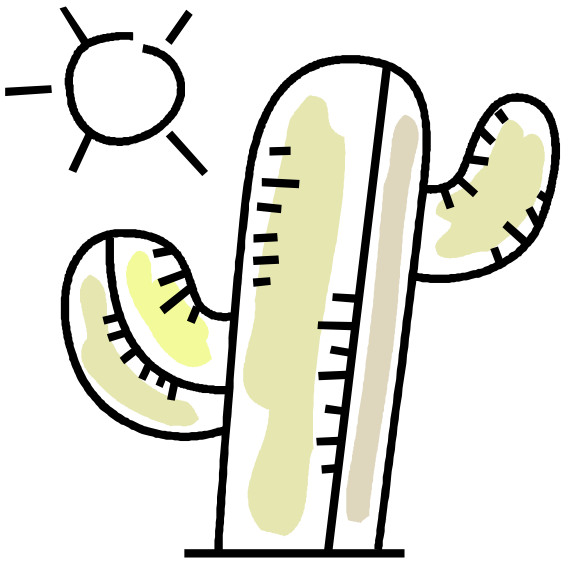

1　はじめに　～なぜ、成年後見制度が必要か？～

高次脳機能障害は脳損傷に起因する認知障害全般を指すものですが、具体的には次のようなものが含まれます。

- 記憶障害（すぐに忘れてしまう、間違えて記憶してしまう）
- 注意障害（同時に二つのことができない、見落としが多い）
- 遂行機能障害（計画的に行動できない、自分のしたことの結果を予測できない）
- 社会的行動障害（感情のコントロールができない、人の心が読み取れない）

高次脳機能障害のある方は、外見上は普通に日常生活を送ることができているように見えることもあります。しかし，実際には，脳機能の障害のために適切な判断ができず、悪徳商法に簡単に引っ掛かり、必要がないのに高額な商品を購入してしまったり、誰かの支えがないと、いきあたりばったりの行動をしてしまい、将来を見据えた生活ができなかったり、さまざまな交渉事が困難になり，不利な契約を結んでしまったりすることがあります。このように、高次脳機能障害の症状は判断能力に影響するものが多く、そのため、状況に応じた適切な金銭管理や社会的行動ができないことがあります。これらの難しさをサポートし、安心した生活を送るための法制度として、成年後見制度があります。

高次脳機能障害のある方の中には、成年後見制度を利用する必要性を感じていない方もいらっしゃいます。この障害の特徴として、個人差はありますが受傷前の経験や知識は比較的保たれている事が多く、自分が障害を持っていることへの客観的な認識が難しいのです。

しかし、そのような方々が自立し、安全に生活することができるようにするためには、他者の力を活用するという選択を、本人自身でできるように根気強くはたらきかけることが必要となります。このガイドブックを読んで、成年後見制度を有効に活用できるように、正しい知識と手続きの方法を学んでいきましょう。

2　成年後見制度とは？

成年後見制度は民法を基本とした制度で、判断能力が不十分となった方を法律的に保護し、支えるための制度です。

本人の生き方を尊重し、判断能力が低下しても本人にふさわしい生き方、安心した生活が送れるようにするために、代理人（成年後見人等）が契約を結んだり、必要なお金を支払ったり，財産の管理などをしながら支援する制度です。たとえば、映画の好きな人であれば、映画が観られる生活を念頭に置いた生活設計をしていくのです。

成年後見制度は大きく分けて、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。また、法定後見制度は**後見・保佐・補助**の 3 つの類型に分かれています。

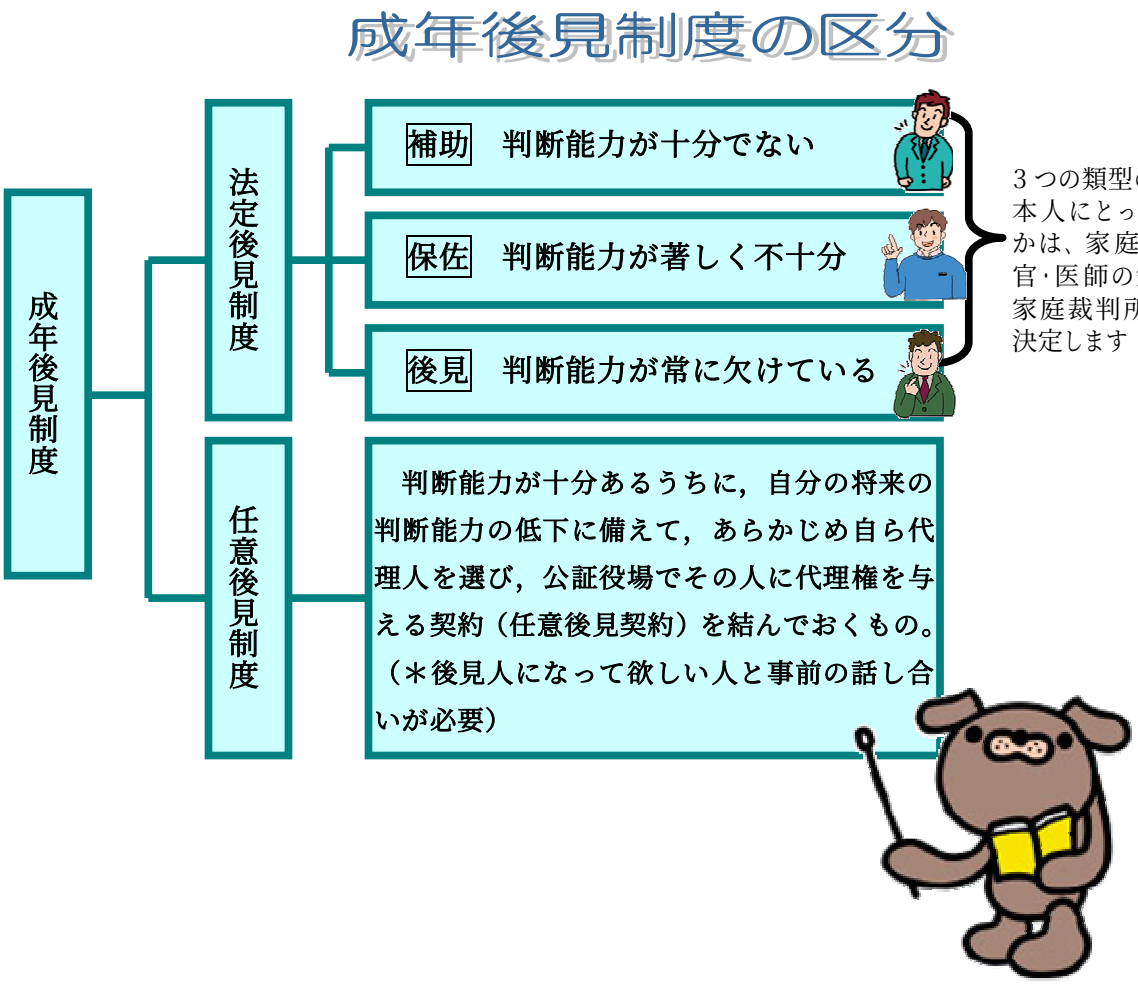

○法定後見制度（詳細はＰ４～）

判断能力が低下した後、利用する制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（**成年後見人・保佐人・補助人**）が、本人の生活の仕方を大事にしながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った行為のうち、本人にとって不利益な法律行為について後から取り消したりする制度です。

場合によって、家庭裁判所が成年後見監督人をつける場合があります。これは、成年後見人等が、きちんと職務を遂行しているか否かを監督するもので、任意後見と異なり、全員につくわけではありません。

○任意後見制度

成年後見制度が、判断能力が低下した時から始まるのに対し、判断能力が低下する前から、行ってほしいことを取り決めておくのが任意後見制度です。

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になったときのため、公証役場という所で、自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務について、自分の代わりに行ってもらうという契約を、代理人と結んでおくというものです。たとえば、「将来認知症になったら、A有料老人ホームに入るように手続きをしてほしい、財産管理をしてほしい，障害のある B 子の様子を，月に一度見に行って欲しい」と思ったら、それらの代理権を、信頼できる人にお願いしておくのです。

本人と代理人が、公証役場で公正証書を作成することで契約をします。本人の判断力が低下した時に、家庭裁判所に申し立てると「任意後見監督人」が選任されます。任意後見監督人が選任された時から、その監督のもと、任意契約で決めた事務について行うことになります。

（任意後見制度に関しては、これ以降は詳しくは説明しません）

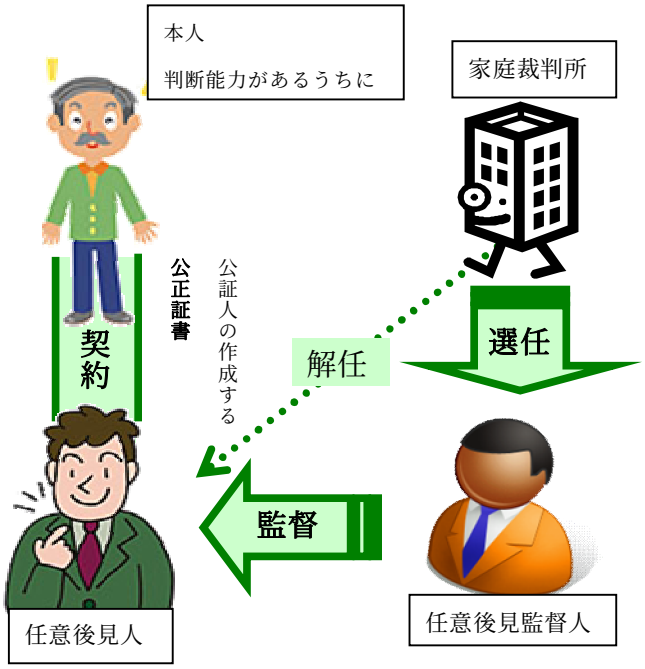

（１）後見の制度について

後見が開始されると、本人は食料品や衣料品などの購入などの日常生活に関する行為を除き、単独で、自動車など高価な物を購入したり、金銭貸借契約を結ぶなどの法律行為ができなくなり、本人の援助者として「後見人」が選任されます。

後見人は、例えば次のような広範な代理権と取り消し権が与えられます。

①本人の預貯金や不動産を管理すること
②本人の保険金や年金などを受領すること
③本人に代わってさまざまな契約を結ぶこと
④本人が無断で行った法律行為について取り消しを求めたりすること　など　。

ただし、現在、本人の住んでいる家や、将来、帰る予定の住まいを売ったり、貸したり、増改築したり、抵当権を設定したりする場合には、事前に家庭裁判所に許可をもらわなければなりません。

また、本人しかできない重大なこと（例えば、遺言、結婚や離婚、養子縁組、子どもの認知など）は、代理や取り消しはできません。

そして、例えば、手術の同意など医療行為については、生命に影響を及ぼす重大なことであるため、同意権がありません。

※ 後見制度を利用した場合，医師・税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなどの資格制限があります。

後見制度を利用した A さんの例

６２歳の A さんは５年前、脳出血になり、記憶力が低下しました。一人では近所も散歩できず、道に迷ってしまいます。日常的な会話はその場その場ではできるので、少し話しただけでは、病前と変わらないように見えますが、５分もたたないうちに誰と会っていたのか忘れてしまいます。判断能力も低下し、言われるままに行動してしまうという状態です。

ある日、本人名義の貸家が台風で破損し、このたび建て替えることにしました。そこでさまざまな契約が必要となり、成年後見の申し立てをすることになりました。申し立ては妻が行いましたが、まるで人が変わってしまったかのように見える夫への対応に苦慮しており、後見活動に自信がなかったため、第３者である社会福祉士に後見の依頼することにしました。

社会福祉士会の「ぱあとなあ」より B さんという成年後見人候補者が選ばれ、裁判所から選任されました。B さんは、A さんの妻から、その人の生活がどのようなものであったかを聞き出し、根気よく建て替えの必要なことを話しました。その上で契約を執り行い、その物件については落ち着きました。

その後も B さんは他の不動産など財産の管理を行い、A さんとの人間関係を作るため月に 1 度は訪問しています。妻の介護疲れを解消するため介護保険施設のショートステイ利用契約なども行っています。なお、B さんへの報酬として裁判所から認められた額を、A さんの財産の中から支払っています。

夫妻には子はおらず、妻は体があまり丈夫でないので、本人の行く末を心配していましたが、成年後見人が選任されてからは落ち着いた日々を送っています。最近、妻は自分のために任意後見契約を考えているところです。

（2）保佐の制度について

保佐が開始されると、本人は金銭の貸し借り、不動産や自動車などの売買、自宅の増改築など一定の重要な財産行為（民法 13 条 1 項※イ）については、保佐人の同意が必要になります※ロ。同意を得ずに行ったことに対しては、取り消すことができます。

また、あらかじめ、家庭裁判所に申し立て、認められた特定の事柄については、保佐人が本人の代理※ハをすることができます。

※保佐の制度を利用した場合，医師・税理士等の資格や会社役員・公務員などの地位を失うなどの資格制限があります。

保佐制度を利用したＣさんの例

３０歳のＣさんは、２年前交通事故で脳挫傷を負い、その後、欲求のコントロールが難しくなりました。また、思い込みが激しく、売り手について、周りからみると非常に危ない人だと思われても、甘い言葉をささやかれると、相手を「よい人」と思い、その人の勧めをそのまま受けてしまうという障害が残っています。

そのため、「よい人」が勧める宝石を、返すあてもないのにサラ金でお金を借りて購入してしまい、両親が気づいたときにはすでに数百万の負債を抱えていました。

また、事故の示談交渉について現在進めているところですが、本人はその条件を理解できないため、悪条件でも交渉に応じてしまう可能性が高く、契約には誰かの援助が必要なことを、根気強く家族が本人に話しました。かかりつけ医院の相談員の助言もあり、申し立てに本人の同意を得ることができました。

民法１３条第１項※イの同意権・取消権だけでは足らず、借金の整理と、示談交渉の代理権付与を、併せて申立てました。父親を保佐候補者として、母親が申し立てを行いました。

その結果、それまで本人との契約だからと言って、取り合わなかったサラ金業者が借金整理の交渉にやっと応じてくれるようになり、示談交渉については、保険会社との話も、本人に不利にならないように交渉することができるようになりました。

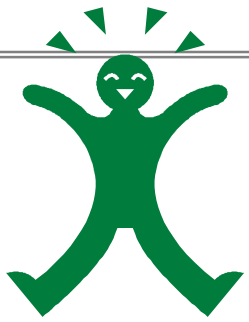

（3）補助の制度について

あらかじめ家庭裁判所に申し立て、認められた特定の事柄についてのみ補助人は、同意・取り消し、代理をすることができます。

○ 本人は判断能力の減退の程度が軽く、ある程度の行為を自分で行うことができるため、申し立てについては、必ず本人の同意が必要です

補助制度を利用したDさんの例

２１歳のＤさんは、１年前、心臓発作で低酸素脳症になりました。以後、物事を総合的に考える力が低下してしまいました。

現在、アパートで独り暮らしをしていますが、訪問販売員から必要のない健康食品をいくつも購入してしまいました。その話を聞いて両親が補助申し立てについて本人と話し合い、家庭裁判所に補助開始の審判の申し立てをすることになりました。

本人が３万円以上の商品を購入することについては同意権を付与するという内容です。家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、父親が補助人に選任されて同意権が与えられました。

その結果、本人が父親の同意なく３万円以上の商品を購入してしまった場合には父親がその契約を取り消すことができるようになりました。

○保佐と補助の違いは、民法１３条第１項※イがポイントとなります。保佐はこれについてはすべて保佐人の同意を必要としますが、補助については、申し立てた行為に対し、裁判所から認められた行為についてのみ、補助人の同意を必要とすることになります。

※イ　民法１３条第１項で定められている重要な財産行為は次のことです。

①貸金の元本の返済を受け取ること
②金銭を借り入れたり、保証人になること
③不動産をはじめとする重要な財産について手に入れたり、手放したりすること
④訴訟行為をすること
⑤贈与すること、和解・仲裁契約をすること
⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること

※ロ　民法１３条１項に列挙された以外の行為であっても家庭裁判所の審判がなされた場合には、その行為について保佐人の同意を得なければならないとすることができます。（同条２項）

※ハ　保佐人が本人を代理するためには、代理する事項を列挙して、本人が納得した上で、家庭裁判所に「代理権付与の申し立て」を行う必要があります。

3　成年後見人の役割とは？

それでは、成年後見人は具体的にどんなことをするのでしょうか。

申し立てした制度（後見・保佐・補助）により、それぞれ役割や、適用される範囲が異なっていますが，本人にとってどのような生活がより望ましいかを常に考えて，活動することが基本です。また，どのような活動をしたかについて，定期的に家庭裁判所へ報告する義務があります。

なお、後見終了は、本人死亡、あるいは類型の変更、後見人の死亡、後見人の判断能力がなくなったとき等です。終了までは、たとえ家族といえども、自分のことと、本人のことは区別して考え、本人の生活に変化があったときや、何らかの活動をした時は、記録に残すようにします。特に、お金の動きがあったときには領収書を保管しておくことが必要です。

（１）後見人の役割

本人の考えを尊重し、①生活・療養面の配慮（身上監護）や、②本人が持っている財産の管理・処分（財産管理）を行います。

＜①生活・療養面の配慮（身上監護）とはどんなこと？＞

（例）アパート、施設入所の契約　病気やけがをした時の入院の手続き

※直接に介護したり、病院に付き添ったりすることではなく、それらの手配をすることです。

＜②本人の財産の管理・処分（財産管理）とはどんなこと？＞

（例）預貯金の通帳や保険証書の保管、年金の受け取り、必要なお金を支払う。

具体的にどんなことをするかというと・・・

①後見人に選任されたら、本人の財産や収入等を調べて、家庭裁判所に報告する。

②本人の生活や療養の配慮に関する計画、財産の管理・処分に関する計画を立てる。

③本人の財産管理や、生活・療養面の援助を行い、それらを記録して、定期的に家庭裁判所に提出する。

（２）保佐人の役割

本人の考えを尊重し、同意権・取消権や代理権を使いながら、本人を援助していきます。具体的には次のとおりです。
①本人が行おうとする行為（民法１３条第１項）について、適切な行為であれば同意する。
②本人が保佐人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。
③家庭裁判所から代理権が与えられていることについては、それを代理し、家庭裁判所に報告する。

（例）保佐人の同意なく、本人名義の不動産を売ってしまった時は、保佐人が本人にとって不利になると判断すれば、それを取り消すことができます。

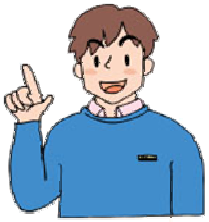

（３）補助人の役割

本人の考えを尊重し、同意権・取消権や代理権を使いながら、本人を援助していきます。具体的には次のとおりです。
①本人が行おうとする行為(民法１３条第１項※イの中の家庭裁判所で認められた事項)について、適切な行為であれば同意する。
②上記について、本人が補助人の同意を得ずに行った不利益な行為を取り消す。
③家庭裁判所から代理権が与えられていることについては、それを代理し、家庭裁判所に報告する。

（例）家庭裁判所で認められた「金銭を借り入れたり、保証人になることについては、補助人の同意を必要とする」ことに反し、サラ金業者からお金を借りた場合、それを取り消すことができます。

注意！

成年後見人等に不正な行為（被後見人の財産を横領するなどの違法な行為），著しい不行跡（品行がはなはだしく悪いこと），その他の後見人に適さない事由があるときには，家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また，これとは別に，不正な行為によって本人に損害を与えた場合には，その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には，刑事責任を問われることがあります。

本人の財産をその配偶者や，子などに贈与したり貸し付けたりすることは原則として認められません。その必要がある場合には事前に家庭裁判所に相談してください。

4　成年後見制度を使うには？

成年後見制度を開始するまでに、具体的にどのような手続きが必要になるのでしょうか。全体的な流れはこのようになっています。

（１）後見制度開始までの流れ

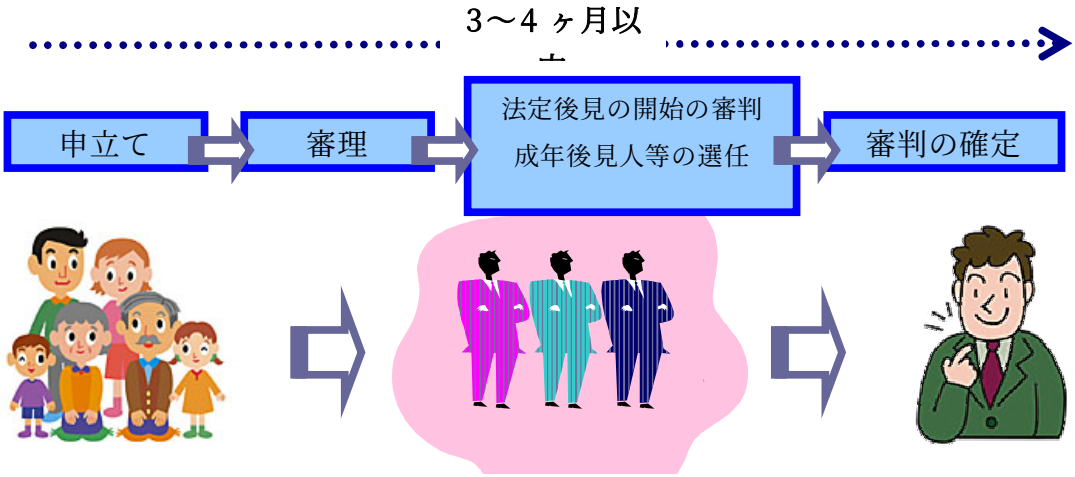

※家庭裁判所に申し立ててから、後見人等が決まるまでの期間は３～４か月前後です。
申し立て後は、家庭裁判所の指示に従ってください。

（２）申し立ての手続き

成年後見制度を使用するには、まず初めに、申し立てをすることが必要です。申し立てをするためには、次のような準備が必要です。

- 本人が住所地を所轄する家庭裁判所へ相談
- 後見人等の候補者や、申し立てする類型を決める
- 申し立て用紙を入手し、記入
- 申し立てに必要な書類や費用をそろえる

＜どこに申し立てをしたらよいのでしょうか？＞

本人の住所地を所轄する家庭裁判所に、まず相談に行き、申し立てをします。

＜誰が申し立てをしたらよいのでしょう？＞

申し立てができるのは、本人、その配偶者、四親等内の親族です。
また、本人に身寄りがなかったり、疎遠であったり、特に必要がある場合は、市町村長、検察官など法で定められた者が、申し立てることができます。

※ 四親等内の親族とは、民法７２５条で定められた親族の範囲です。

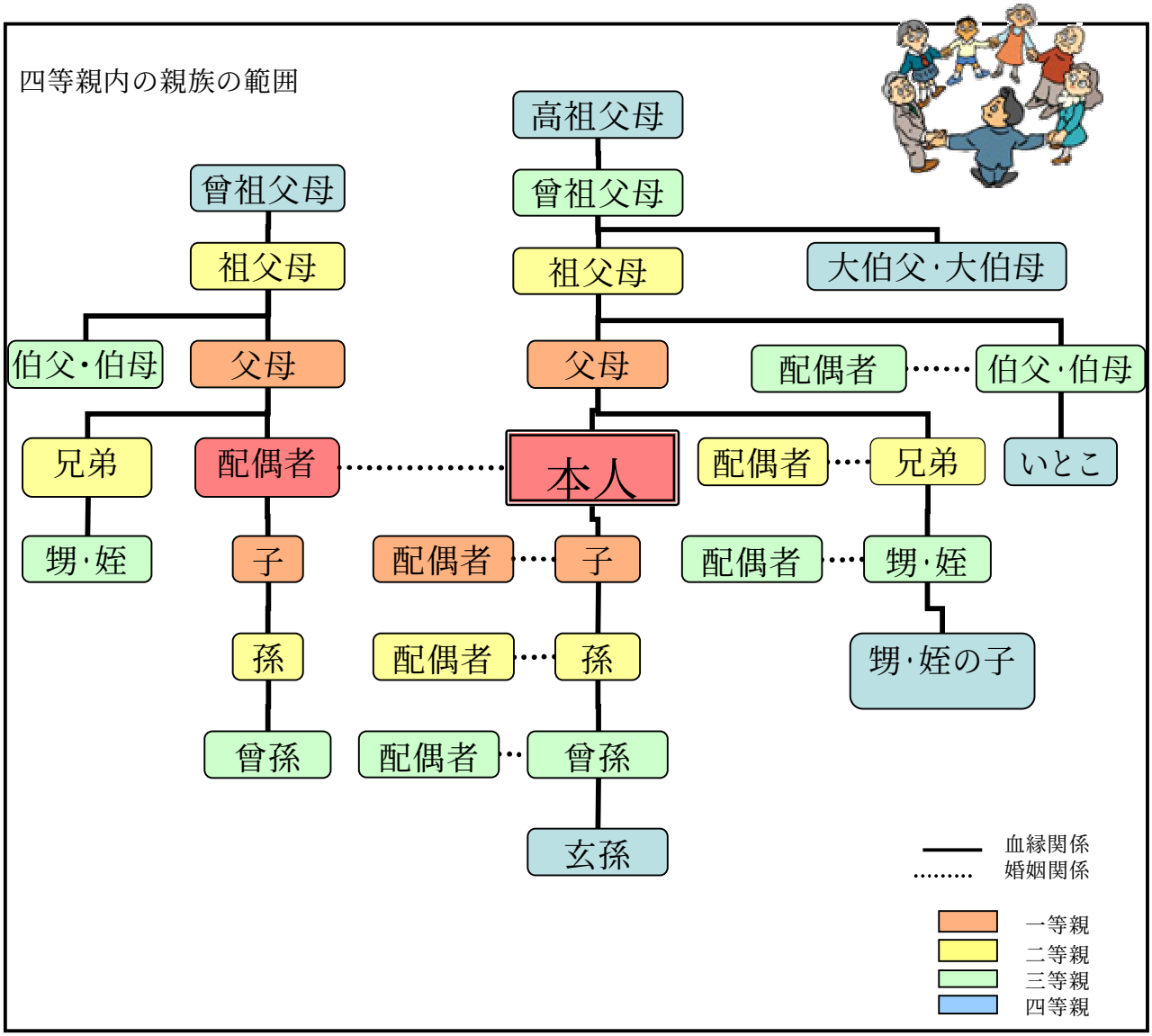

＜どのような書類が必要でしょうか？＞

別添資料を参照してください。

裁判所ホームページ（http://www.courts.go.jp/）でも、申し立て書の書式や必要な書類について知ることができます。

トップページから「裁判手続きの案内」→　「裁判手続きを利用する方へ」→「申し立て等で使う書式」→「家事審判申し立て書」の中から、該当する類型の書式をダウンロードすることができます。

＜費用はどのくらいかかるのでしょうか？＞

法定後見開始の審判の申し立てに必要な費用は、次の通りです。

	後見	保佐	補助
申立手数料（収入印紙）	８００円	800円(注１)	800 円(注２)
登記手数料（登記印紙）	4,000 円	4,000 円	4,000 円
その他	連絡用の郵便切手（注３），鑑定料（注４）		

（注１）保佐人に代理権を付与する審判または保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申し立てをするには、申し立てごとに別途、収入印紙 800 円が必要になります。

（注２）補助開始の審判をするには、補助人に同意権または代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申し立てそれぞれにつき収入印紙 800 円が必要になります。

（注３）申し立てをする家庭裁判所にお問い合わせください。

（注４）後見と保佐では、必要な時には本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10 万円以下となっています。

（注５）申し立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります。(申し立てに必要な書類については、申し立てをする家庭裁判所にご確認ください。)

（注６）資力に乏しい方については、日本司法支援センター（法テラス）が行う民事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができます。また、法定後見制度を利用する際に必要な経費や，後見活動報酬を助成している市町もあります。

＜後見などに関する登記は、どこが扱っているのでしょうか？＞

以前は、戸籍に載せていましたが、現在は、成年後見の登記や成年後見に関する事務は、東京法務局の後見登録課で行っています。下記のとおり、登記内容について閲覧できる人は限定されています。

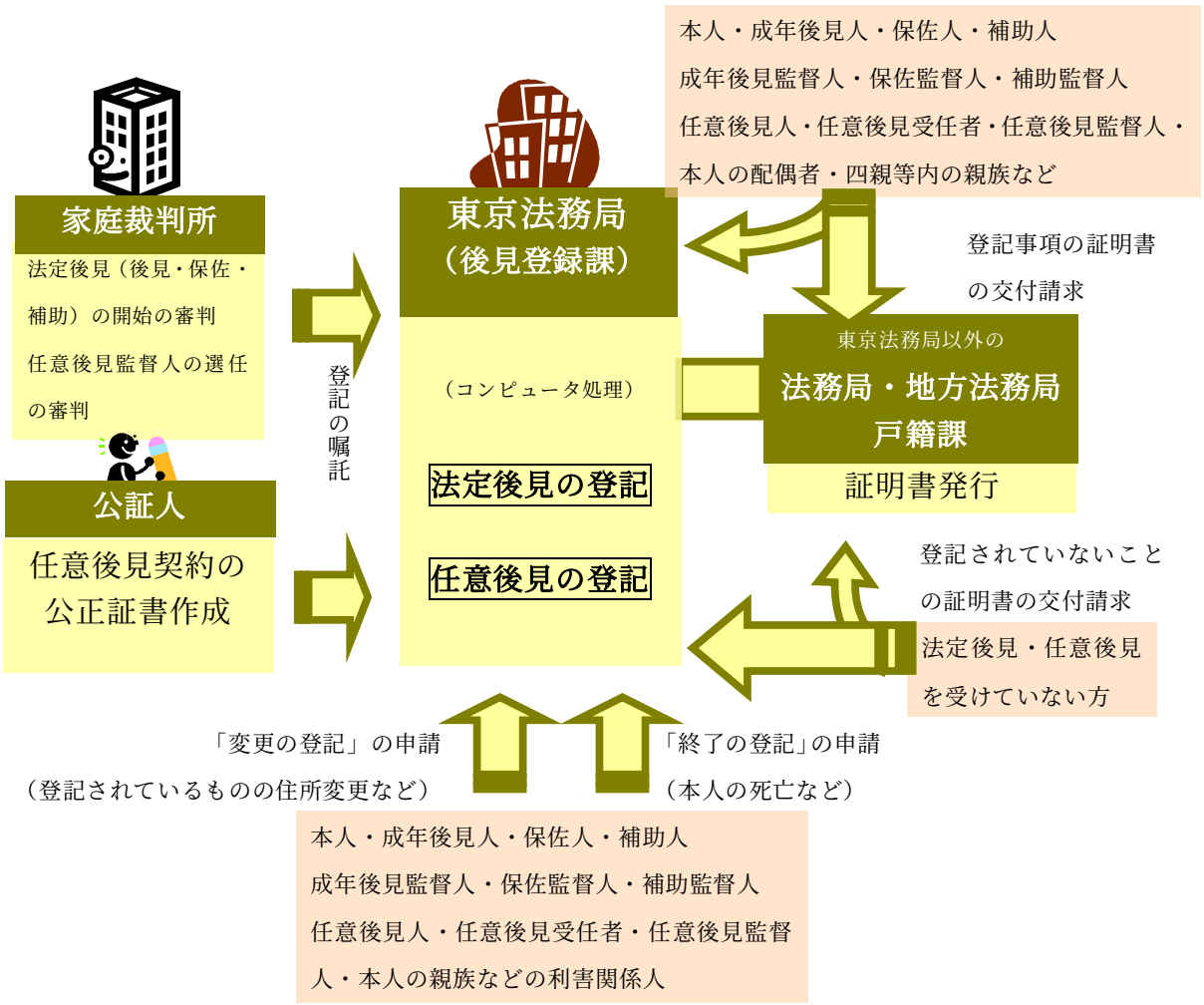

（3）補助？保佐？後見？～どれで申し立てたらよいか

「後見」・・・本人の判断能力がほとんどない場合。たとえば買い物に行ってもつり銭の計算が出来ず，必ず誰かに代わってもらうなどの援助が必要な人。

「保佐」・・・本人の判断能力が著しく不十分な場合。たとえば，日常の買い物程度ならば 1 人でできるが，不動産の売買や，自動車の購入などの重要な財産行為を 1 人でする事が難しいと思われる人

「補助」・・・本人の判断能力が不十分な場合。たとえば，自動車の購入なども 1 人でできるかもしれないが，不安な部分が多く，援助者の支えがあったほうが良いと思われる方。

3 つの制度の違い

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th> 後見</th><th> 保佐</th><th> 補助</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象となる方（本人）</td><td>判断能力が全くない方</td><td>判断能力が特に不十分な方</td><td>判断能力が不十分な方</td></tr>
<tr><td colspan="2">申立てが出来る人 </td><td colspan="3">本人、配偶者、4親等内の親族（親や子、孫など直系の親族をはじめ、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親･子･兄弟姉妹等）、検察官等、任意後見人受任者、任意後見人、任意後見監督人、市長村長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">呼び方</td><td>本人</td><td>被後見人</td><td>被保佐人</td><td>被補助人</td></tr>
<tr><td>保護者</td><td>後見人</td><td>保佐人</td><td>補助人</td></tr>
<tr><td colspan="2">申立てについての本人の同意</td><td>要りません</td><td>要りません</td><td>必要です</td></tr>
<tr><td colspan="2">医師による精神鑑定</td><td>原則として必要です</td><td>必要です</td><td>原則として要りません</td></tr>
<tr><td rowspan="3">同意又は取り消すことが出来る行為</td><td>内容</td><td>日常の買い物などの生活に関する行為以外の行為</td><td>重要な財産関係の権利を得たり、失ったりする行為等（民法13条1項記載の行為）</td><td>申立ての範囲内で裁判所が定める行為（民法第13条1項記載の行為の一部に限る。（本人の同意が必要）</td></tr>
<tr><td>手続き</td><td>後見開始の審判</td><td>保佐開始の審判</td><td>補助開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意</td></tr>
<tr><td>権限をもつ人</td><td>本人･成年後見人</td><td>本人･保佐人</td><td>本人･補助人</td></tr>
<tr><td colspan="2">成年後見人に与えられる代理権</td><td>財産に関するすべての法律行為</td><td>申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要）</td><td>申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要）</td></tr>
</table>

（４）誰が後見人になれるか

成年後見人等は，家庭裁判所が審判によって選任します。成年後見人等についての資格は特に定められていないので，誰でも成年後見人になることができます。しかし，家庭裁判所の判断によっては，申し立ての時に候補者としていた人が成年後見人等に選任されるとは限りません。例えば，本人とお金の貸し借りがある人など利害関係のある人は，場合によっては選ばれない事があります。

成年後見人は，多くの場合，親族が成年後見人になっています。しかし，親族以外の第三者が受ける場合も増えてきています。多額で複雑な財産を管理する必要がある場合や，認知症を発症した親の相続をめぐって，子どもの間で将来争いの起こる不安があるときなどには，第三者が成年後見人等に就任する方が適当と思われる場合があります。その場合、公平な第三者として、社会福祉士、司法書士、弁護士などが受任する場合もありあります。これらについては交通費や通信費などの実費以外に、報酬が必要な時があります。後見人が家庭裁判所に申し立てをし、決定されれば本人の財産の中から支払うことになります。特に高次脳機能障害の方は，介護者亡き後の生活支援を含めて，専門家である第三者の成年後見人等の方がふさわしいと思われることもあります。

成年後見人等は複数でも受ける事ができます。財産の管理をする役割と，日常生活の配慮をする役割をする人を分けるなど，役割や権限を分担しても良いし，たとえば、父親と社会福祉士が一緒に活動を行うことも可能です。

（５）相談窓口

成年後見制度について

・法務省民事局参事官室
　TEL　03-3580-4111
・弁護士会
・司法書士会
（社団法人成年後見センター「リーガルサポート」）
・日本社会福祉士会「成年後見センターぱあとなあ」
・社会福祉協議会

成年後見登記について

・法務省民事局民事第一課
　TEL　03-3580-4111
・東京法務局民事行政部後見登録課
　東京都千代田区九段南 1-1-15
　九段第 2 合同庁舎
　TEL　03-5213-1234（代表）
　　03-5213-1360（ダイヤルイン）

任意後見について

・日本公証人連合会
　TEL03-3502-8050
・公証役場

申立の手続きや必要書類、費用などについて

・都道府県支部の家庭裁判所

資料①

成年後見制度（法定後見制度）手続きの流れ

後見制度利用の検討

本人と周りの人が成年後見制度活用の必要性を話し合う
どんな内容の支援が必要なのか？
誰に支援してもらうのか（成年後見人を誰にするか）？
後見・保佐・補助どの類型にするのか？
誰（本人、４親等内の親族など）が申し立てるのか？

住所地の家庭裁判所で申立てに必要な書類を用意する

家庭裁判所で申立てに必要な書類を受け取る
申立てに必要な書類（戸籍謄本、住民票、診断書、登記されていないことの証明など）、費用を用意する

住所地の家庭裁判所で申立てをする

必要な書類を持って、住所地を管轄する家庭裁判所で申立てをする

審判手続き

申立人、本人、成年後見人（後見・保佐・補助）候補者が、家庭裁判所に呼ばれて事情を聞かれる
必要に応じて鑑定が行われる

審判

家庭裁判所が成年後見制度の利用について適格であると判断すると、成年後見制度が開始される

告知・通知

本人に審判の結果が告知または通知される

成年後見人（支援する人、つまり後見・保佐・補助）として選任された人にも通知される

確定、登記

告知の２週間後に確定（決定）される

家庭裁判所から法務局に審判の内容が通知され、登記される

支援計画策定・支援開始

確定し、支援を始めた時点での財産目録、収支の状況、支援計画を家庭裁判所に報告する

定期的にこれらのことを家庭裁判所に報告する

資料②

広島県内の家庭裁判所

裁判所名	所在地・連絡先	アクセス
広島家庭裁判所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 1-6 （TEL） 082-228-0494（代）	（ＪＲ） ＪＲ山陽本線広島駅南口から徒歩約 15 分・タクシー約７分 （バス） 広島バスセンターから徒歩約 15 分 検察庁前バス停から徒歩約 3 分 （広島電鉄） 白島線家庭裁判所前から徒歩約 1 分 （アストラムライン） 城北駅から徒歩約 15 分
広島家庭裁判所 呉支部	〒737-0811 広島県呉市西中央 4-1-46 （TEL） 0823-21-4992（代）	（ＪＲ） ＪＲ呉線呉駅から徒歩約 15 分・タクシー約２分 （バス） 広島バスセンターからクレアラインバス～体育館前バス停すぐ前
広島家庭裁判所 尾道支部	〒722-0014 広島県尾道市新浜 1-12-4 （TEL）0848-22-5286（代）	（ＪＲ） ＪＲ山陽本線尾道駅から徒歩約 20 分・タクシー約５分 （新幹線） 山陽新幹線新尾道駅からバス（ＪＲ尾道駅経由）約 60 分・タクシー約 15 分
広島家庭裁判所 福山支部	〒720-0031 広島県福山市三吉町 1-7-1 （TEL）084-923-2810（代）	（ＪＲ） ＪＲ山陽新幹線福山駅，山陽本線福山駅から徒歩約 20 分・タクシー約５分 （バス） 中国バス：福山駅６番のりば「府中行き」～三吉町バス停まで約 10 分 井笠バス：福山駅 13 番のりば「井原行き」～三吉町バス停まで約 10 分 （高速バス） 広島バスセンターからローズライナー～福山駅から徒歩約 20 分
広島家庭裁判所 三次支部	〒728-0021 広島県三次市三次町 1725-1 （TEL）0824-63-5169（代）	（ＪＲ） ＪＲ芸備線三次駅から徒歩約 30 分・タクシー約 10 分 （バス） 芸北・芸陽バス：三次駅～「三次中学校前行き」終点から徒歩約 1 分 （高速バス） 広島バスセンター(広電高速バス「三次行き」）～三次小学校前から徒歩約 3 分 （その他の高速バス） 三次バスセンター下車～ＮＴＴ前バス停（徒歩約 1 分）から「三次中学校前行き」～終点から徒歩約 1 分